

第4章 子ども・子育て支援施策



1

基本目標 1 親と子どもの健康づくり

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

1-1 安心して妊娠・出産をすることが
できるための支援

- ① 妊娠・出産期の支援
- ② 産後の支援

1-2 子どもの健康づくり支援

- ① 子どもの健康管理
- ② 食育の推進

■方針

子どもの成長と子育て支援のスタートとして、すべての妊産婦、母親と子どもに対して、妊娠・出産・育児期を通じて切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるようになることを目指します。





1 - 1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、安全で安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

① 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持と異常の早期発見・早期治療を図ります。妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加を目指し、啓発に努めます。また、不妊治療や安全な出産についての対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
利用者支援事業（母子保健型）	母子健康包括支援センター事業として、妊娠届時に母子健康手帳の交付に合わせ面接し、必要な支援・情報提供を行います。 また、妊娠中から子育て期にかけて、母子保健サービスを中心に継続支援を行います。	健康支援課	確保内容 P80 参照
妊婦訪問事業	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後も必要に応じ継続して支援を行います。	健康支援課	
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が医療機関及び助産所で健康診査を受けます。	健康支援課	確保内容 P81 参照
不妊治療費補助事業	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を一定の限度額まで補助します。	保健総務課	
助産施設入所相談事業	出産費用を用意できないときに、助産施設入所を実施して、安全な出産を確保します。	子ども家庭相談課	

※備考欄に「確保内容」が記載されている事業については、本計画に令和2年度から5年間の量の見込み、及び事業の提供体制についての確保の内容・実施時期等を記載しています。

② 産後の支援

出産後、できるだけ早期に乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の契機とするとともに、子育て家庭の環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげ、健康づくりや子育て支援の契機とします。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課	確保内容 P82 参照
新生児・産婦訪問事業	生後28日以内の新生児及び産婦の家庭を希望により助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康支援課	
産婦健康診査事業	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8週までの産婦が、医療機関で健康診査を受けます。 健康診査の結果、必要な産婦には保健指導等の支援を行います。	健康支援課	
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	保育課	
産後ケア事業	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課	



1 - 2 子どもの健康づくり支援

一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援します。

① 子どもの健康管理

乳幼児健康診査等により、子どもの健康管理を支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。

事業名	事業概要	担当課	備考
乳幼児健康診査事業	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・栄養・ことばについての保健指導等を実施します。	健康支援課	
予防接種事業	感染症を予防し、子どもの健康をまもるため、予防接種法等に基づき、予防接種を実施します。	保健予防課	

② 食育の推進

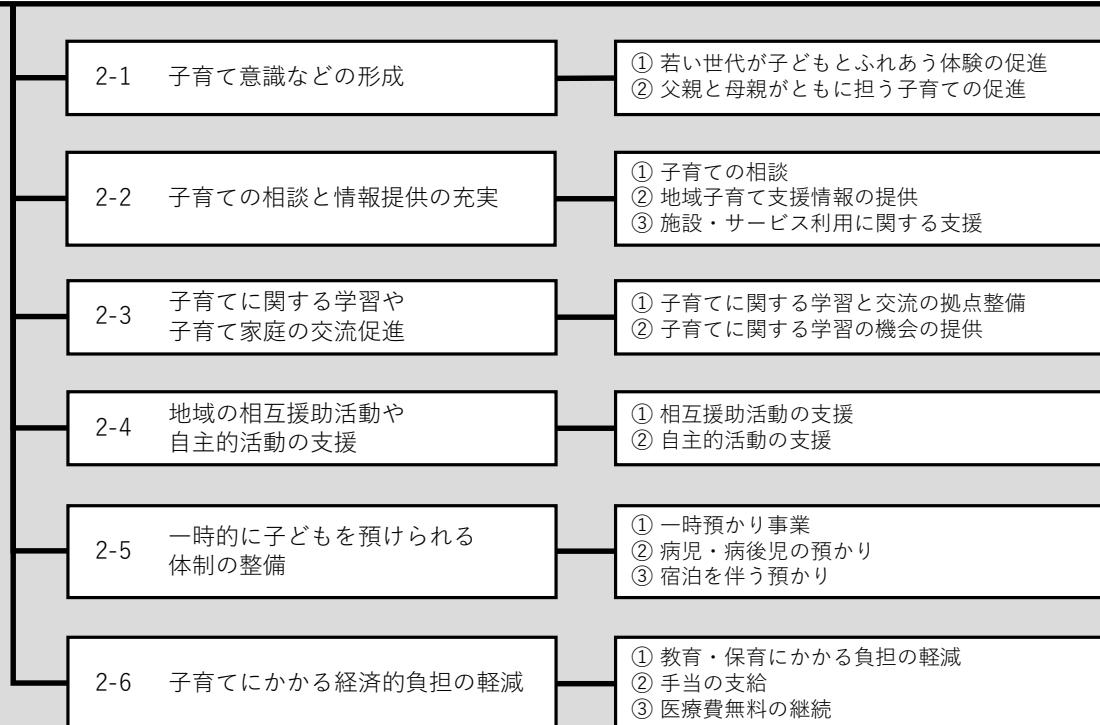
生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、子どもの健康づくりを支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
食育教室等事業	離乳食や幼児食の教室を開催したり、市ウェブサイトで、食育についての知識啓発を図ります。	健康支援課	

2

基本目標2 安心で楽しい子育ての推進

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。



■方針

親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して、子育て相談、子育て情報、交流の場などを提供するとともに、成長していく子どもとともに歩むことが、「楽しい」と実感できる、充実した子育てができるようになることを目指します。





2-1 子育て意識などの形成

将来、親となる若い世代に対する体験学習の提供や、父親の育児参加を促すことで、子育て意識を高めていきます。

① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進

少子化で小さな子どもと接する機会が減っているため、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生以上の方が、赤ちゃんとふれあうとともに、子育て中の母親と話ををして理解を深めます。	保育課	
中学生保育園訪問事業	すべての中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」の単元の学習として、保育園等を訪問し、園児とふれあいます。	学校教育課 (各中学校)	

② 父親と母親がともに担う子育ての促進

「男は仕事、女は家事・子育て」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、父親が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供して、父母が協力し、ともに子育てを担っていく子育て家庭の形成を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
固定的性別役割分担意識解消についての啓発事業	男女共同参画情報紙の発行、市広報、ウェブサイト等さまざまな媒体を利用して男女共同参画の啓発を行うなかで、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課	
父親の育児参加を促進する事業	子育て支援センター「パパもいっしょに遊ぼっ！」等の各種事業や、子育て支援情報提供のなかで、父親の育児参加を促進し、意識啓発を図ります。 ※父親が参加しやすい事業の一層の充実に努めます。	保育課 政策課 健康支援課 生涯学習課	



2-2 子育ての相談と情報提供の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる体制を整備することにより子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、子どもを連れて外出しやすい環境づくりや子どもを見守る意識啓発について、総合的に検討を行い、取組を推進します。

① 子育ての相談

子どもの健康、子どもとの接し方、しつけ、子育て家庭の悩みごとなど、子育てに伴うあらゆる問題について相談に応じる体制を整備します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭相談室（令和3年4月から子ども家庭相談課）を設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 ※児童虐待対応では、法改正で市町村の在宅支援機能強化が求められ、子ども家庭総合支援拠点を設置し、一層の相談機能向上に努めます。	子ども家庭相談課	
子育て支援センター 子育て相談事業	子育て支援センターの保育士による子育て相談を行います。	保育課	
保健センター育児相談事業	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員が発育・発達・育児などの相談を行います。	健康支援課	
子ども・若者総合相談事業	主として青少年期に入った子どもの不登校、いじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年課	

② 地域子育て支援情報の提供

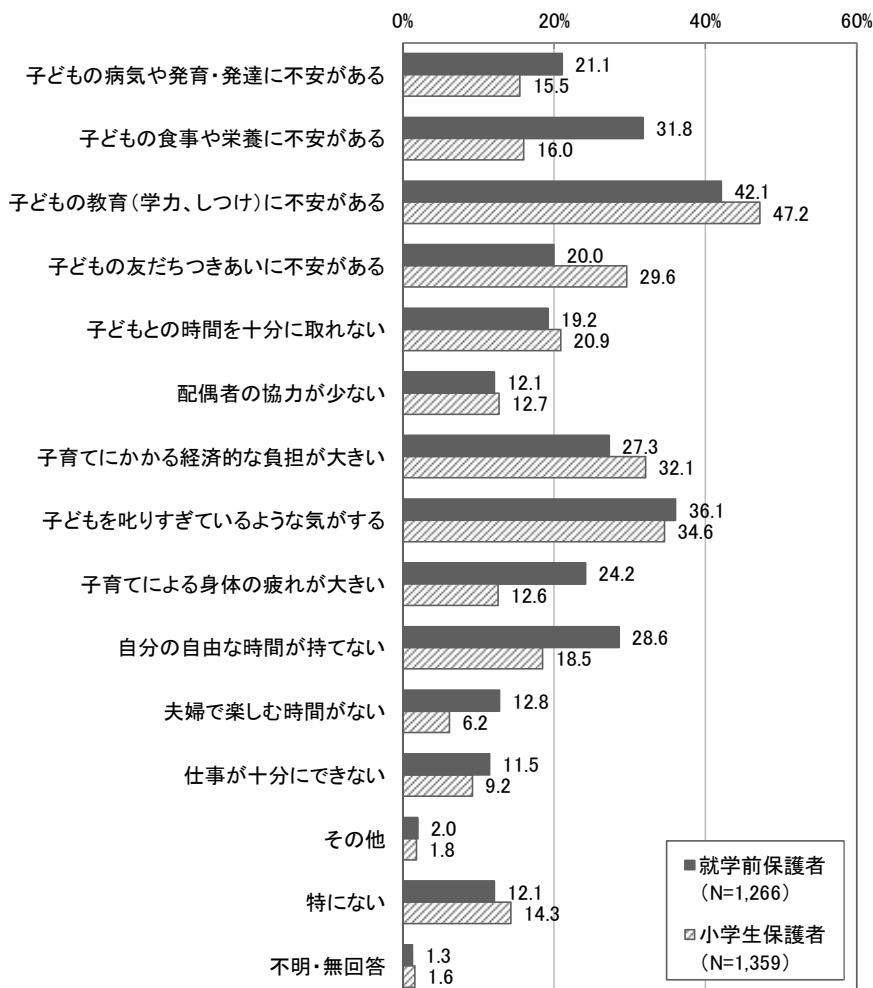
子育て家庭が必要とする情報を一元的に提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援情報誌事業	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課 保育課	
子育て支援サイト・アプリ事業	子育て支援サイトにより子育てに関する情報を提供します。また、スマートフォン用のアプリで利用者情報の登録をすることにより、利用者独自の情報を管理できる環境を	子育て支援課	

提供します。

◎ニーズ調査のアンケート結果より

子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。





2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進

楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができるさまざまな機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

① 子育てに関する学習と交流の拠点整備

子育て支援拠点において、来所する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	保育課	確保内容 P83 参照
移動子育て支援センター事業	公共施設等を巡回して臨時の子育て支援センター（こっこ号）を開設し、交流の場を提供します。	保育課	

② 子育てに関する学習の機会の提供

子育てに関する各種の講座、講習会、教室を開設し、子育てに関する学習の機会や親子のふれあいの場を提供するとともに、参加者の交流を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター 育児講座事業	子育て、親子のふれあいなどをテーマに各種講座・事業を行います。 ※ワーク型講座の充実や、ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	保育課	
保健センター教室事業	妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに各種教室を開催します。	健康支援課	
家庭教育推進事業	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶ各種講座やセミナーを子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課	
児童館幼児教室事業	平日の午前中に地域の幼児と保護者のために児童館を開放し、幼児教室、親子広場などの活動を行います。	子育て支援課	

2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

地域における子ども・子育てに関する相互援助活動や自主的活動を支援します。

① 相互援助活動の支援

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化し、両者の仲介をして子育てに関する市民の相互援助を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課	確保内容 P86 参照

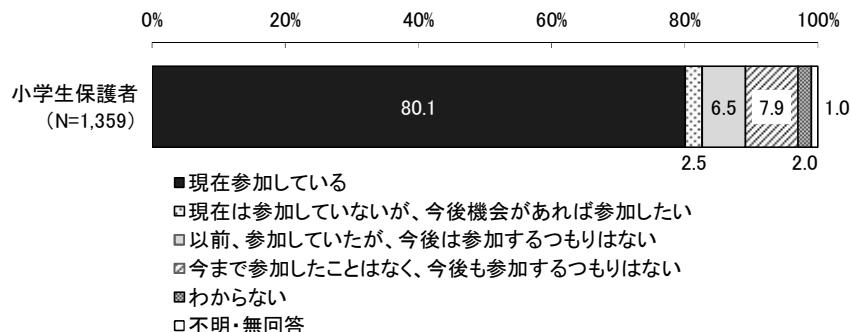
② 自主的活動の支援

子育てサークルや子ども会活動など、保護者や子どもの参加による自主的な活動を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育てサークル支援事業	子育て中の母親等による子育てサークルに対し、活動場所の提供、交流会の開催などを行い支援します。	保育課	
子ども会活動支援事業	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じ、子ども会活動を支援します。	子育て支援課	
母親クラブ支援事業 (地域組織活動支援事業)	地域組織活動に対して補助金を交付するなど、運営を支援します。	子育て支援課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学生の約8割が子ども会活動に参加しています。





2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備

保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる事業を実施し、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業実施にあたっては、保護者が子どもを見られない時に活用できる事業を実施します。

① 一時預かり事業

保育園などの施設で一時的に子どもを預かる事業を行います。また、ファミリー・サポート・センターでは、子どもの送迎や自宅での預かりを行う援助者を紹介します。

事業名	事業概要	担当課	備考
一時保育事業	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課	確保内容 P84 参照
子ども一時預かり事業	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に4時間まで子どもを預かります。 ※休日利用のニーズへの対応に努めます。	保育課	確保内容 P84 参照
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【再掲】	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課	確保内容 P86 参照

② 病児・病後児の預かり

病気又は病気回復期にあって集団生活ができない子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、又は病気回復期にあって、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由があるため、家庭では保育できないお子さんを預かります。	保育課	確保内容 P87 参照

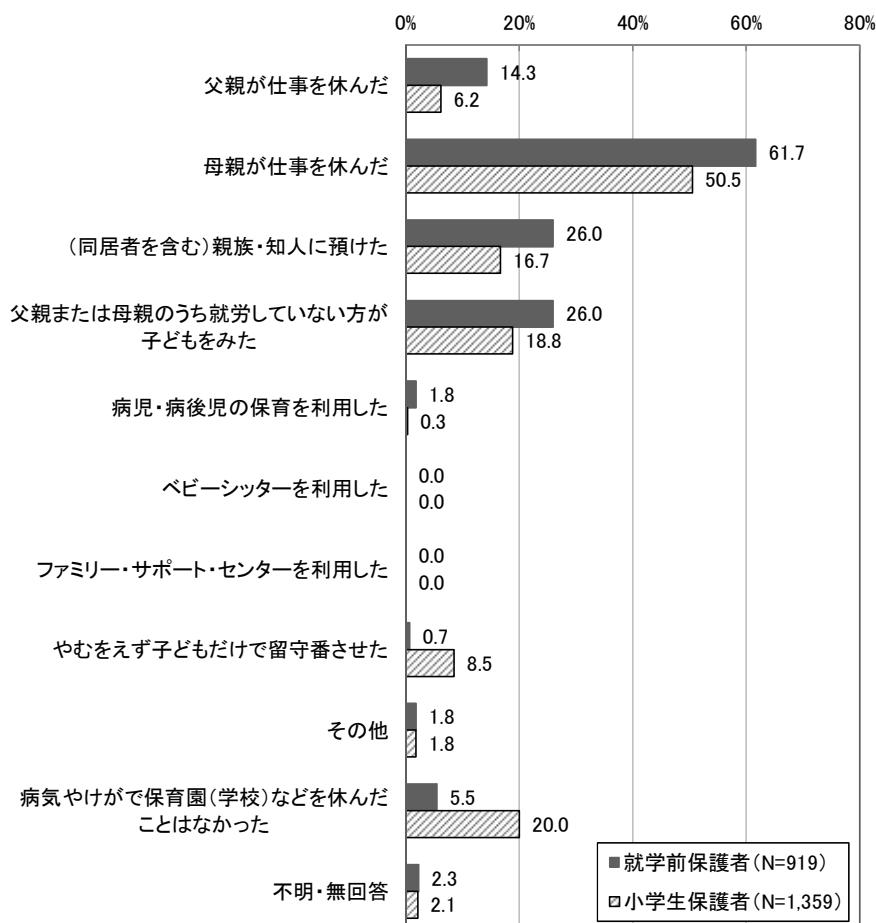
③ 宿泊を伴う預かり

昼間の一時預かりでは対応できない場合に、子どもをおおむね7日以内施設に入所させ、短期間宿泊を伴う預かりを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院など宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院で、子どもを預かります。	子ども家庭相談課	確保内容 P88 参照

◎ニーズ調査のアンケート結果より

お子さんが病気で保育園や学校などを休んだことがあった際の対処について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「母親が仕事を休んだ」が5割から6割と最も高くなっています。





2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

① 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種経済的負担を軽減します。

事業名	事業概要	担当課	備考
幼児教育・保育の無償化事業	<p>幼稚園、保育園などに入所する3歳～5歳児、市民税非課税世帯の0歳～2歳に係る保育料を無料にします。</p> <p>事業の実施にあたり、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。</p> <p>また、幼児教育・保育の無償化の対象外である、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する3歳児以上の保護者に対し、利用料の一部を給付します。</p>	保育課	
保育料等の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対し、一定の要件に該当する場合、給食費を補助します。</p>	保育課	確保内容 P92 参照
就学援助事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、小中学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。	学校教育課	

② 手当の支給

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特例給付を支給します。	子育て支援課	

③ 医療費無料の継続

子どもにかかる医療費を助成します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども医療費助成事業	小中学生の通院医療費の自己負担分(保険診療分)を全額助成します。	保険年金課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

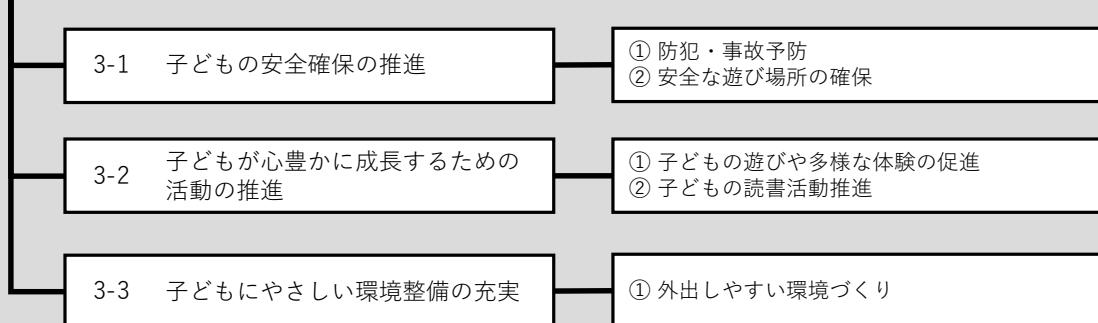
一宮市の子育て環境や支援施策に対する満足度について、就学前保護者、小学生保護者とともに、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が1位となっています。

【就学前・小学生保護者の満足度の上位3位】

順位	就学前保護者	小学生保護者
1位	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実
2位	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実
3位	親子・親同士の交流の場の充実	仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実

3 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。



■方針

すべての子どもが、事故や犯罪から守られて安全に生活し、多様な体験や活動を通じて、心身ともに健やかに成長することができるようになることを目指します。





3-1 子どもの安全確保の推進

多くの保護者が子どもの事故や子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を感じており、その防止対策の充実を求めています。子どもの事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。

また、乳幼児の家庭内での誤飲や転倒などの事故についても、予防についての啓発に努めます。

① 防犯・事故予防

子どもの事故予防について啓発をするとともに、登下校の安全確保を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども事故予防事業	中央子育て支援センターで、主に家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示による啓発や、事故情報の収集などを行います。 ※実例などを交えながら事故予防の啓発に努めます。	保育課	
登下校時の安全確保事業	地域のボランティアの協力を得て、登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)	
交通安全教室事業	幼稚園、保育園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	市民協働課	
防犯教室事業	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、セルフディフェンスを中心とした危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課	

② 安全な遊び場所の確保

保育園の園庭や児童遊園、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育園園庭開放事業	公立保育園の園庭を未就園児の親子に遊び場、交流の場として開放します。	保育課	
児童遊園・ちびっ子広場事業	身近で安全な子どもの遊び場として、児童遊園・ちびっ子広場を管理します。	子育て支援課	



3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

遊びや体験、読書など子どもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。市では、放課後子ども教室や児童館の活用等を通じて、子どもに成長の機会を提供する、各種の施設、事業、行事を実施します。

① 子どもの遊びや多様な体験の促進

児童館や放課後子ども教室など、異なる年齢の集団のなかで遊びや多様な体験を通じて成長する機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童館運営事業	25か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年課	確保内容 P95 参照
学校外活動推進事業	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年課	
いちのみや子ども情報紙 kids' i（キッズ・アイ）発行事業	「子どもにどこかで自然体験をさせたい」「親子でイベントに参加したい」などの情報がほしい方に情報提供をします。	青少年課	

② 子どもの読書活動推進

読書に親しむことは、子どもの心を育み、人生を豊かにします。本市は、「子ども読書のまち宣言」を行い、子どもの読書活動を推進しています。

宣言の理念により前進させるために策定された「一宮市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、幼い頃から本に親しみ、読書を通じて豊かな心を育む活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ブックスタート事業	4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に「絵本を読んであげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながら、絵本を配付します。	図書館	
子どもの読書活動推進事業	読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業を行います。 ※読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業の充実に努めます。	図書館	



3-3 子どもにやさしい環境整備の充実

外出が困難な妊婦や荷物の多い乳幼児連れの親子等の外出を支援し、子ども連れて安心して外出したり、社会活動に積極的に参加できる、子どもや子育てにやさしい社会づくりの推進に努めます。

① 外出しやすい環境づくり

赤ちゃんの駅事業を通じて、子育て家庭の外出支援の充実に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんの駅事業	子どもを連れて外だしやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を登録し、子育て支援サイト・アプリで情報提供を行います。	子育て支援課	
移動式赤ちゃんの駅事業	市内で開催されるイベント等に移動式赤ちゃんの駅をおむつ替えや授乳のためのスペースとして貸し出します。	子育て支援課	

4 基本目標4 仕事と子育ての両立支援

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進
- ② 総合的な放課後対策

4-2 産後・育児休業後の復帰支援

- ① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

■方針

父親と母親がともに働く家庭やひとり親家庭を支援するため、多様な働き方が可能な社会環境づくりを推進するとともに、両立を支える重要な社会基盤となる、働いている時間に子どもを預かり保育をする事業を充実し、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるようになることを目指します。





4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備

親が働いている間に子どもを預かる保育事業は、仕事と子育ての両立を支える最も重要な社会基盤です。利用意向に基づき、計画的な充実を図ります。

① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進

幼稚園、保育園など常時の教育・保育施設や事業を充実させ、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の提供を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
教育・保育事業	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	確保内容 P71 参照
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育による保育を実施・検討します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	確保内容 P76 参照
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課	確保内容 P90 参照
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	
医療的ケア児保育事業	喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課	

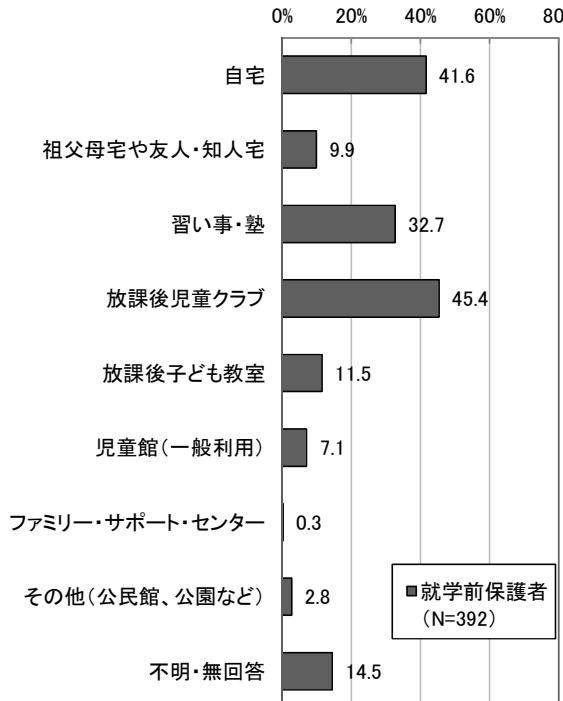
② 総合的な放課後対策

放課後の小学生に生活・遊びの場や活動の機会を提供する事業について総合的に推進し、小学生を育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。 ※定員増により、待機児童解消を図ります。	子育て支援課	確保内容 P89 参照
児童館運営事業【再掲】	25か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年課	確保内容 P95 参照

◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、放課後児童クラブが最も高くなっています。





4-2 産後・育児休業後の復帰支援

出産や育児の休業後に円滑に職場に復帰するための支援や、職場復帰に際して確実に保育等の利用ができる仕組みについて、利用意向状況などを考慮しつつ検討を進めます。

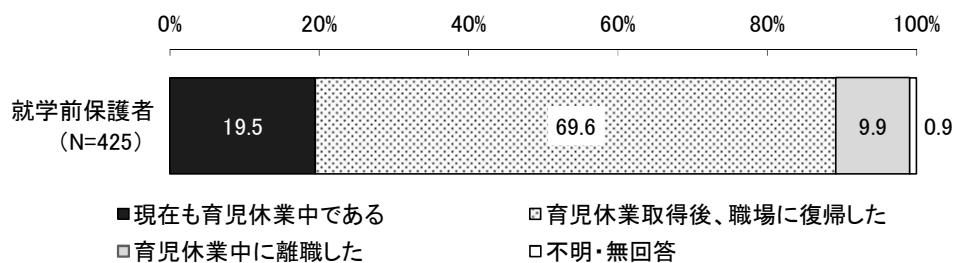
① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

休業給付や保険料減免、短時間制度など出産・育児の休業、職場復帰に伴う各種制度について情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
休業に関する各種制度の情報 提供事業	こども家庭相談や子育て支援情報誌のなかで、各種制度の情報提供をします。	子育て支援課 子ども家庭相談課	

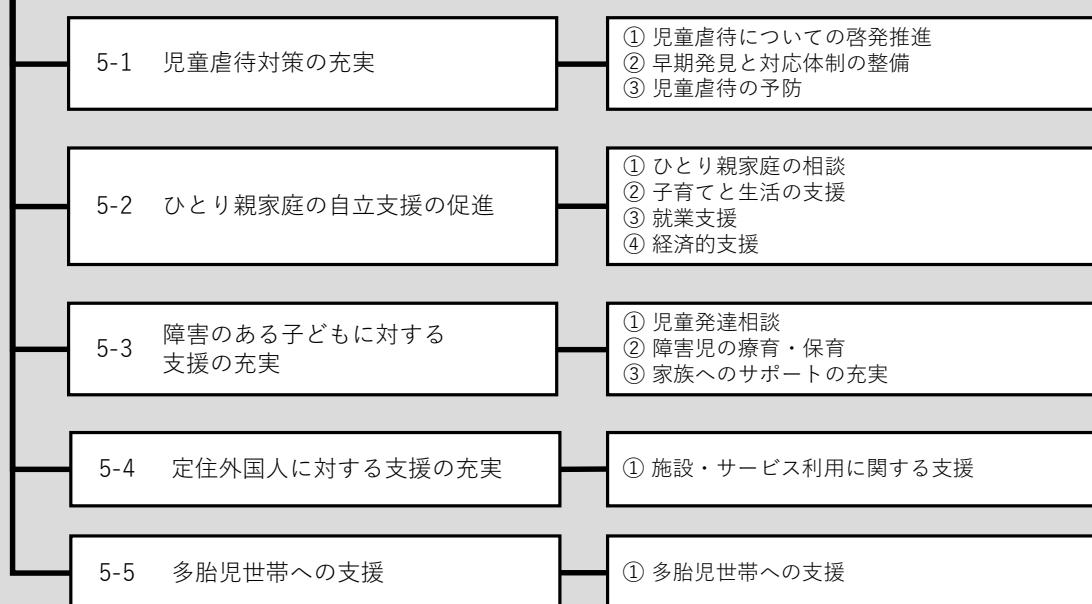
◎ニーズ調査のアンケート結果より

育児休業取得後の復帰状況について、「育児休業取得後、職場に復帰した」が 69.6%と最も多くなっています。



5 基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。



■方針

個別の状況に応じた特別な支援を必要とする子ども・家庭に対する支援を充実し、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが個性を發揮し、健やかに成長することができるようになることを目指します。





5-1 児童虐待対策の充実

【一宮市児童虐待対策基本計画】

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待対策が子どもの健やかな成長に不可欠であることから、児童虐待対策の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成27年3月に本市としての基本方針について「一宮市児童虐待対策基本計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第2期を迎えるにあたり、「一宮市児童虐待対策基本計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

【対象者】

要保護児童：保護者のいない児童又は児童虐待などにより保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童除く）

特定妊婦：若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【計画の位置づけ】

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童虐待防止対策の強化に向け、本市の児童虐待に対応する体制と専門性のさらなる強化を進めていくために策定します。

【児童虐待対策の現状と課題】

- 一宮市域の児童虐待通告受付・対応件数は毎年増加傾向にあり、特に愛知県一宮児童相談センターへの相談件数は平成26年から増加しています。本市は愛知県一宮児童相談センター（児童相談所）と連携して通告に対応しています。

■一宮市域における児童虐待通告受付・対応件数の推移（再掲）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
一宮市	65	76	81	71	82
愛知県 一宮児童相談センター	203	346	306	294	352

資料：一宮市資料（一宮市要保護児童対策地域協議会資料）

- ・「子どもを守る地域ネットワーク」として、一宮市要保護児童対策地域協議会を設置し、ネットワークを活用して支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努めます。また、「DV 対策部会」を設置し、DV（配偶者からの暴力）対策と子どもの心理的虐待対策の連携を図っています。

■一宮市要保護児童対策地域協議会

区分	構成機関	
	関係団体	行政
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
		一宮市総合政策部
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
福祉・保健	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	一宮市保健所
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部
	社会福祉法人 清修会	一宮市子ども家庭部
		一宮市市民健康部

① 児童虐待についての啓発推進

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけ、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待防止啓発事業	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等さまざまな媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。	子ども家庭相談課	

② 早期発見と対応体制の整備

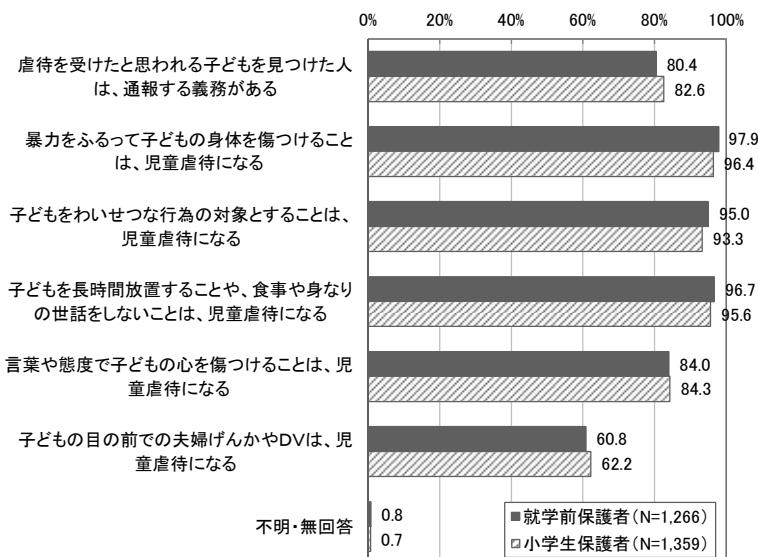
子どもとの面接調査などを行う相談員を配置し、児童虐待通告を受付けたときには県児童相談センターと連携して適切に対応します。

児童虐待対応においては、法改正により市町村の在宅支援機能強化が明確化されました。これに伴い、子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応機能向上に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待相談事業	市としての児童虐待相談・通告窓口を設置し、市民などからの虐待通告を一元的に受付けます。	子ども家庭相談課	
子ども家庭総合支援拠点事業 【再掲】	こども家庭相談室（令和3年4月から子ども家庭相談課）を設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 ※児童虐待対応では、法改正で市町村の在宅支援機能強化が求められ、子ども家庭総合支援拠点を設置し、一層の相談機能向上に努めます。	子ども家庭相談課	
児童虐待通告対応事業	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を決定し、子どもの安全確認を行います。危険性が高いケースは児童相談センターに送致し、一時保護等の措置につなげます。	子ども家庭相談課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

児童虐待に関する知識のうち、虐待に関して知っていることは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについては9割以上、虐待発見時の通報義務は8割強、心理的虐待（言葉の暴力など）は6割強から8割強となっています。



③ 児童虐待の予防

こども家庭相談システムの運用により、庁内の連携強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行い、児童虐待の発生や再発防止に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課	確保内容 P82 参照
ネットワークによる見守り支援事業	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	子ども家庭相談課	
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	子ども家庭相談課	確保内容 P91 参照
児童虐待に関する講演会事業	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、一般市民をはじめ関係者の能力向上や意識高揚を図り、ネットワークの対応能力を強化します。	子ども家庭相談課	



5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

【一宮市ひとり親家庭等自立促進計画】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が、子どもの健全な成長に不可欠であることから、ひとり親家庭に対する支援の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成27年3月に「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第2期を迎えるにあたり、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

【対象者】

母子家庭：配偶者のない母親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

父子家庭：配偶者のない父親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいう。

寡 婦：かつて母子家庭であって、子どもが成人し現在も配偶者がない方をいう。

【計画の位置づけ】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として策定します。

【ひとり親家庭の現状と課題】

- ひとり親家庭は増加傾向にあります（P16 参照）。

ニーズ調査結果では、未就学児の子育て家庭の4.8%、小学生の子育て家庭の8.5%がひとり親家庭となっており、前回調査時（未就学児4.3%・小学生7.9%）をわずかに上回っています。

- ひとり親家庭となった理由は離婚が多くを占めています。

■児童扶養手当受給者の状況（平成30年3月30日現在）

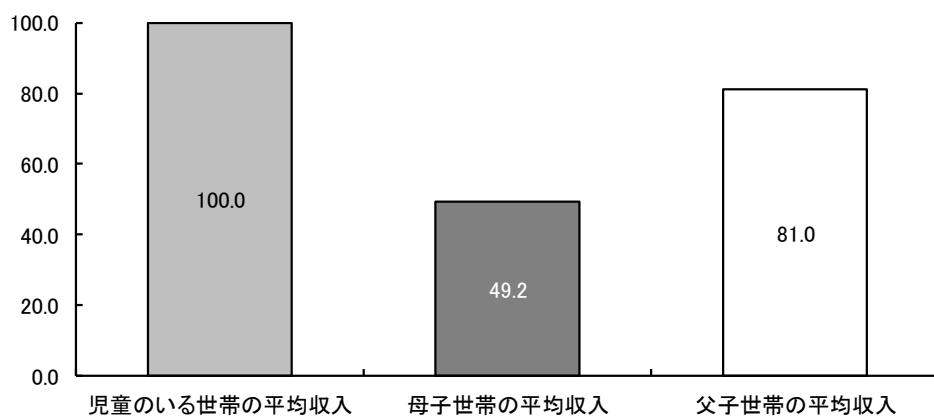
区分	理由			
	離婚	死別等	未婚出産等	その他
母子家庭	2,395	19	324	46
父子家庭	129	8	4	12
養育者	86	1	11	2

資料：子育て支援課

・ひとり親家庭は、全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が心配されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。

→平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）は、平成 27 年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「49.2」、「父子世帯」の収入は「81.0」としています。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較（平成 27 年の年間収入）



資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

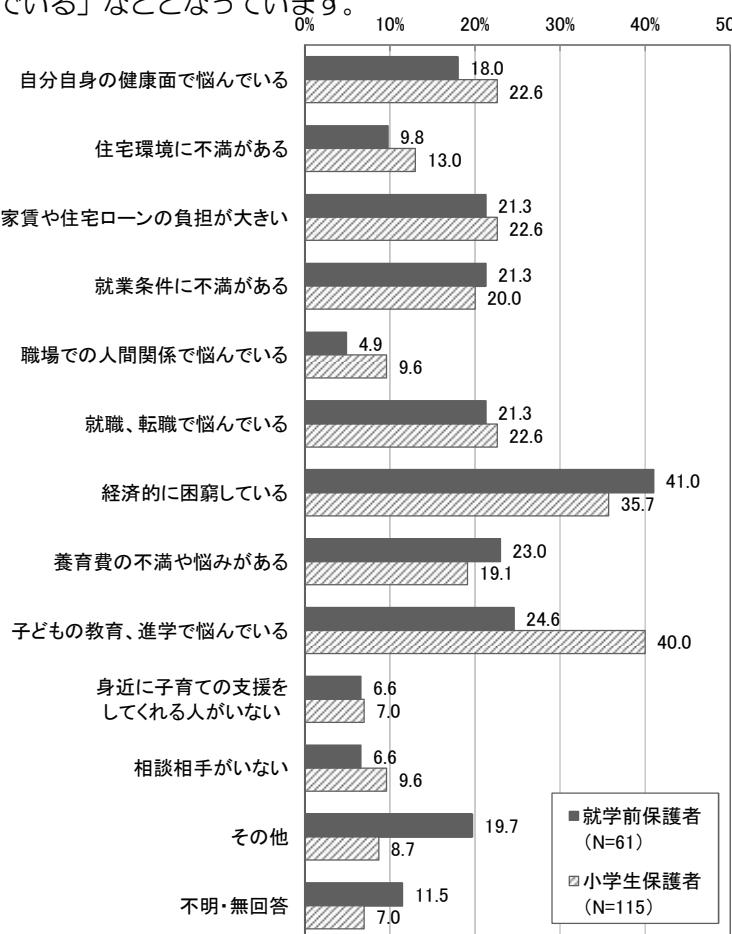
① ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の各種の相談に応じ、また、養育費の確保に関する情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
ひとり親家庭相談事業	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	子ども家庭相談課	
養育費確保の情報提供事業	養育費確保に関する情報を収集し、啓発するほか、離婚相談などの機会を捉えて情報提供をします。	子ども家庭相談課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

ひとり親家庭の母又は父が「子育てや生活で悩んでいること」は、「経済的に困窮している」「子どもの教育、進学で悩んでいる」が多く、次いで「養育費の不満や悩みがある」「自分自身の健康面で悩んでいる」などとなっています。



② 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立促進のため、必要な子育てや生活の支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	子ども家庭相談課	
母子生活支援施設 入所相談事業	一定の事由がある母子の入所を行い、就労、生活、子育て等の支援をして自立の促進を図ります。	子ども家庭相談課	

③ 就業支援

ひとり親家庭の母又は父の職業能力の向上を促進するとともに、就労支援専門員を配置し、きめこまかな就労相談を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラム策定員により自立支援プログラムを策定し、きめこまかな就業・自立支援を行います。	子ども家庭相談課	
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課	
高等職業訓練促進給付金等支給事業	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいるひとり親家庭の母又は父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課	
就業支援講習会事業	職業能力の向上を図るため、愛知県母子センターが実施する就業支援講習会の情報提供、申込書の取りまとめ提出を行います。(令和3年4月から市で受付開始)	子ども家庭相談課	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父が高卒認定試験の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	子ども家庭相談課	

④ 経済的支援

児童扶養手当、遺児手当など各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母又は父などに対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	
遺児手当支給事業	ひとり親家庭の母又は父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課	
遺児一時金支給事業	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に一時金を支給します。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての紹介、貸付申請支援を行います。（令和3年4月から実施主体が市に移行）	子ども家庭相談課	
母子・父子家庭等医療費助成事業	満18歳に到達する年度末までの子どもを扶養しているひとり親家庭の母又は父とその子どもの医療費について自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課	
養育費に関する公正証書等作成費用補助事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、養育費の継続した履行確保につながる公正証書作成などの費用を補助します。	子ども家庭相談課	



5－3 障害のある子どもに対する支援の充実

人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。また、「第1期一宮市障害児福祉計画」に基づき、児童発達支援センターを中心に重層的な支援体制の構築を図ります。本計画では障害のある子どもへの支援のうち、発達相談との連携や障害のある子どもの保育等の充実を図ります。

① 児童発達相談

子育てに関する相談や療育相談を通じて、早期対応による療育を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
療育相談事業	<p>児童発達支援センターいづみ学園及び療育サポートプラザ チャイブで、発達が気になる子どもの相談に応じ、子どもの個性に応じた子育ての方法を一緒に考えます。</p> <p>※第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期一宮市障害児福祉計画)において、「児童発達支援体制の強化」を重点戦略の一つとしており、重層的な地域支援体制の構築を目指しています。児童発達支援センターの複数化を検討します。</p>	福祉総合相談室 いづみ学園	

② 障害児の療育・保育

障害・発達の状況に応じて、障害のある子どもの療育・保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育所等訪問支援事業	保育所などを利用中の子どもが集団生活適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を考えます。	いづみ学園	
児童発達支援事業	就学前に単独でいづみ学園に通園できる子どもに対し、一人ひとりに合わせて適切な療育を行います。	いづみ学園	
心身障害児親子通園事業	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に心身障害児親子通園施設（すぎの子教室・たけのこ園・チュークリップ教室・はとぼっぽ）に通園し、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	いづみ学園	
保育園の障害児保育事業	保護者の就労状況等から保育園へ通う必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課	
障害児児童クラブ事業	特別支援学校へ通う障害のある子どもを放課後児童クラブ（けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ）で支援します。	子育て支援課	

③ 家族へのサポートの充実

子育てに難しさを感じる保護者等に対し、ペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
ペアレント・プログラム講座事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。 ※ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	保育課 いずみ学園 健康支援課	



5-4 定住外国人に対する支援の充実

国際化の進展に伴い、子育てを行う外国人住民に対し、その子どもに対する教育・保育等のサービスが円滑に利用できるよう支援します。

① 施設・サービス利用に関する支援

ICT を活用した多言語対応の通訳サービスによって、窓口でのコミュニケーションを円滑にし、外国人が子育てに関する必要な情報を得られるよう支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
テレビ電話システムを活用した庁舎等の窓口での通訳サービス事業	外国人が庁舎等に来庁した際、タブレット端末でインターネットを介してコールセンターに接続し、画面を見ながらリアルタイムに通訳を行うことで、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続きの支援を行います。	デジタル推進室	



5-5 多胎児世帯への支援

多胎児がいる世帯の負担軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりをします。

① 多胎児世帯への支援

多胎児世帯を支援する各種サービスに努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)【再掲】	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	子ども家庭相談課	確保内容 P91 参照
妊婦訪問事業【再掲】	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後も必要に応じ継続して支援を行います。	健康支援課	
産後ヘルプ事業【再掲】	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	保育課	
産後ケア事業【再掲】	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課	
保育料等の多子減免制度 【再掲】	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。	保育課	